

美馬市が発注する建設工事の現場代理人の兼務に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、兼務を認める要件について定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事 美馬市、国又は他の地方公共団体が発注する建設に係る請負工事をいう。

(2) 兼務 既に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼務をいう。

(3) 兼務希望業者 美馬市が発注する工事の請け負いを希望する業者であって、美馬市、国又は他の地方公共団体が発注する工事で兼務を希望する業者をいう。

(4) 地区 平成16年以降に合併した市町村において合併前の各旧市町村をいう。

(兼務の許可)

第2条 兼務の許可（以下「許可」という。）を行う工事は、次の要件を全て満たす工事であること。

(1) 同一地区内の工事又は兼務工事間の直線距離が概ね10km以内の工事であること。ただし、2地区で現場代理人を兼務する場合は、同一地区内の全ての兼務工事と他地区の兼務工事との工事間の直線距離が概ね10km以内であること。

(2) 全ての兼務工事の当初請負代金額が3,500万円未満の工事であること。

(3) 令和4年4月1日以後に入札公告又は指名通知する工事であること。ただし、兼務する他工事の契約時期は問わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務の許可を行わない。

(1) 工事を所管する部長等（以下「担当部長」という。）が、工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したとき。

(2) 第4条の申請を行った日から遡って1年の間に、美馬市建設業者等入札参加資格停止要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づく入札参加資格停止を受けた業者が工事を施工するとき。

(兼務の件数)

第3条 前条に規定する兼務の許可をすることができる工事の件数は3件までとし、工事の地区は2地区までとする。

2 前項の工事は、施工中の工事を含むものとする。

(申請)

第4条 許可を受けようとする兼務希望業者は、様式第1号を当該工事を所管する課等（以下「担当課等」という。）に提出し、許可の申請を行うものとする。

（審査等）

第5条 前条の規定により許可の申請があった場合は、担当部長がこの内容を審査し、許可するか否かを決定するとともに、当該申請を許可しない場合は、その理由を付して、当該申請を行った兼務希望業者に対して様式第2号により通知するものとする。

（協議）

第6条 前条の規定により許可をしたときは、当該許可を与えた兼務希望業者（以下「許可事業者」という。）及び工事監督員と、兼務の実施について必要な事項を定めるために協議を行う。

（報告等）

第7条 担当課等は、許可事業者に対して、兼務を行っている工事について工事の進捗状況等を報告するよう求めるものとする。

2 前項の報告を実施する時期は、前条の協議において定める。

（現場代理人の変更）

第8条 許可事業者は、原則として、工事の期間中、現場代理人を変更しないものとする。

2 やむを得ない事情により現場代理人の変更を希望する許可事業者に対しては、あらかじめ様式第3号により担当課等の承諾を得るよう申請するものとする。

（兼務の中止）

第9条 兼務の中止を希望する許可事業者は、あらかじめ様式第4号により担当課等の承諾を得るよう申請するものとする。

（許可の取消し）

第10条 許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 予期しない事態が生じたため、許可業者が兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 許可事業者がこの基準の規定に違反していると認められる場合
- (3) 許可事業者が偽りその他不正な手段により許可を得たと認められる場合

2 前項の規定により許可を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して許可事業者に通知する。

（委任等）

第11条 この基準に定める文書等の様式及びこの基準の施行について必要な事項は、この基準を美馬市長が定める。

附 則

この基準は、平成22年4月14日から施行する。

この基準は、令和元年7月10日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。